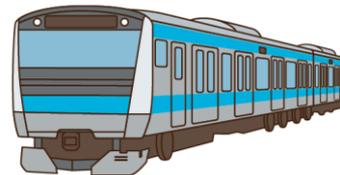




京浜東北線での営業列車乗務員室体験乗車の 即刻中止を求める緊急申し入れ

2024年7月10日(水)京浜東北線において大田運輸区の乗務員が乗務員室(車掌側)に小学生くらいの子供が乗車しているのを認め、当該の乗務員は直ちに自職場に報告を行いました。



その後、事態の把握を行うとさいたま車掌区の「ダイバーシティチーム」が主となって取り組んだ「さいたま市中学生職場体験プログラム」での車掌の仕事体験として体験乗車していたことが判明しました。この取り組みについては、首都圏本部モビリティ・サービスユニットをはじめ、同じく京浜東北線を担当する大田運輸区・横浜運輸区への連絡・周知もありませんでした。

当該のさいたま車掌区では、
取り組みを問題視した社員が指摘するも・・・

「会社が判断したので問題はない」
と社員からの指摘を一蹴

管理者

過去を振り返ると・・・ **中野電車区構内の公開イベントにて、
お子様が誤って電車を起動させてしまう事象が発生**

過去の事例から見ても、一般の方が乗務員室内の機器に故意でなくとも誤って触れる恐れはあります。管理者等と一緒に乗車しているから大丈夫という判断は「正常性バイアス」そのものであり、安全に関する想像力の欠如、事態の過小評価であるといえます。私たち鉄道従事者は、お客さまの命をお預かりし、安全に目的地までお連れするという使命と責任をもって日々の業務に向き合っています。鉄道事業者である会社は、市からの要請があったとはいえ「営業列車の乗務員室に一般の方を乗車させることはあってはならないことであった」と私たちは考えます。

今、職場では・・・ **「新たな価値創造」が強調され、評価のための課題達成・イベント成功に注力するあまり、安全性や倫理観と照らし合わせて考える力が劣化!**

JR東日本をご利用される方々に安全と安心を提供し、信頼を得るための努力を怠ってはならず、安全・現場第一の健全経営の実現を強く求め、申し入れを提出!

申し入れ項目

1. 京浜東北線において車掌の仕事体験として営業列車における乗務員室内での体験乗車を実施したことに対する見解を明らかにすること。
また、実施に至る経緯と許可した根拠を具体的に明らかにすること。
2. 営業列車での乗務員室内における体験乗車を即刻中止すること。
また、今後も同種内容の取り組みは行わないこと。



2024,08,14

No. 032

京浜東北線での営業列車乗務員体験乗車の即時中止を求める緊急申し入れ

8月8日 第1回団体交渉開催

1. 京浜東北線において、車掌の体験乗車として営業列車における乗務員室内での体験乗車を実施したことに対する見解を明らかにすること。また、実施に至る経緯と許可した根拠を具体的に明らかにすること。

(回答) 各地方機関において、地域と連携した取り組みを実施しているものであり、必要な手続きを行ったうえで、安全を確保し、実施しているところである。

営業列車における体験乗車は鉄道営業法違反！ 重大な事故が発生する前に、即刻中止を求める！

組

合

- ✓ 営業列車で行う根拠は何か。なぜ乗務員室にさせるのか。
- ✓ 乗務員、利用者の安全の担保はどのように考えているのか。
- ✓ 過去、中野電車区のイベントで発生した事故と同じだ！
- ✓ 一般の方が乗るという状況はコンダクター90を含め、乗務員の業務を阻害しかねない。そのような状況を会社がつくり出した！乗務員や多くの利用者の“いのち、を危険にさらした！
- ✓ 想定外を想像できていない！倫理観の欠如であり、安全に対する価値観が私たちと全く違う！

会

社

- 市からの要請であり、未来くるワークの「できる限り仕事を体験させる」趣旨に則り、営業列車で実施すると現場で決めた。
- 乗車体験の事前に「機器に触れない」「乗務員に話しかけない」「私語は慎む」と注意し、さらに何かあった時のために引率の社員を乗せているため、事故事象が起きないように対策されていた。
- 中野電車区のイベントと同じとは考えていないが、イレギュラーがあってもそれに対応する社員を引率させた。
- いつもと違う状況をつくり出したからと言って不安全という事ではない。それに耐えうる乗務員が乗務している。適度な緊張感を持つことで安全が作れることもある。

乗務員・利用者の安全を軽視する姿勢が明らかに！

輸送サービス労組としての主張

社会の常識から大きくかけ離れている！結果オーライではいけない！
企業倫理、安全の倫理感を育んでいかなければJR東日本の安全が地に落ちる！
労働組合として看過できない！

イベント実施の安全性について認識合わず！1項継続議論！



2024,09,02

No. 046

京浜東北線での営業列車乗務員体験乗車の即時中止を求める緊急申し入れ

8月28日 第2回団体交渉開催 第1項について継続して議論を行う

鉄道事業の根幹である「安全」を確保しなければ ならない場所は乗務員室であることを主張!

交渉のポイント

- ✓ 「安全配慮義務」という視点では①機器を触らない ②私語を慎む ③乗務員に話かけない この3つを教育したことで会社として義務は果たしているのか。
(会社) → 注意事項についてはこの3つ以外にも緊急時の場合など、参加者には伝えているので、安全配慮義務としての問題はない。
- ✓ 前回交渉の中で「添乗と同様」という認識があったが、変わらないか。
(会社) → 「添乗」というよりも「違う人が乗務員室に入ってきている状況」といったイメージ。いつもと違う環境を与えていたのは事実。それに耐えうる乗務員を選んだ。
- ✓ 将来の人材確保のために「営業列車」で行う必要はあるのか、安全配慮や「安全が輸送業務の最大の使命である」という視点が欠如していないか。
(会社) → 以前には海外の要人を乗せていたからも、従前から変わりはない。営業列車ではない理由は「リアル」という視点。しかし他現場に周知が甘かったことは反省課題である。

輸送サービス労組としての主張

会社が利益優先・トップダウンの姿勢に変わってきている!
一番優先されるのはお客さまに安全・安心を届けること!

第1項は
対立で終了

その考えが会社と組合では合致していない。安全を阻害するものは断じて認められない!

2. 営業列車での乗務員室内における体験乗車を即刻中止すること。また、今後も同種内容の取り組みは行わないこと。

(回答) 引き続き、安全を確保したうえで実施していく考えである。

交渉のポイント

- ✓ 8月28日横浜運輸区で大学生に向けて開催される体験乗車については把握しているのか。今回の議論をしている最中で、前頭運転台への体験乗車は踏切事故など発生する可能性もあることから実施すべきではない。
(会社) → 体験乗車が実施されるのは把握している。何があるかわからないのは乗務員室や客室でも変わらない。しっかりと管理していく中で実施すると判断した。

全項終了するも

「究極の安全・お客さまに安全と安心を届ける」ことは体験乗車される方も同様であり、その視点に立った議論が生まれぬ職場・経営姿勢は思考停止に陥っている!

これでは安全な
職場とは言えない!

真の安全文化を輸送サービス労組からつくり上げよう!